

制 度 名	文化財等整備費補助	主管課名	文化課・ 有形・無形文化財 G		
		問合せ先	029-301-5449		
目的・趣旨	県指定文化財の適切な保存，管理及び活用を図り，文化財保護の充実に資するため，文化財の保存修理等の事業を補助する。				
<p>[対象団体] 県指定文化財の所有者（市町村，営利法人，非営利法人，管理団体及び個人）</p> <p>[対象事業] 県指定有形文化財（建造物，美術工芸品等），県指定史跡等の保存修理等</p> <p>[補助要件等] 前年度からの継続事業及び緊急性の高い事業</p> <p>[対象経費] 対象事業の実施に要する経費（設計監理委託料，工事請負費等）</p> <p>[補助限度額等] 原則として，事業費が 1,000 千円未満の事業は補助対象外</p> <p>[経費負担割合]</p>					
区 分		国	県	市町村	その他
① 事業主体が市町村の場合		－	1/3	2/3	－
② 事業主体が営利法人の場合		－	1/3	1/3	1/3
③ 事業主体が非営利法人若しくは個人の場合		－	1/2	1/4	1/4
[2 年度当初予算額] 30,415 千円		[2 年度補助対象団体] 6 団体			
<p>[備考] 補助対象事業については，財政状況に応じて変動する。 市町村から営利法人，非営利法人及び個人に措置される補助率は，市町村の制度によるため，異なる場合がある。</p>					